

国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則（16教細則第12号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則</p> <p>平成16年4月1日 16教細則第12号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>（身分・所属） 第7条 短プロ学生で、主に第12条第2項の規定に基づき定める授業科目等の履修を希望する者は、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第80条又は第111条に規定する特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）とし、<u>国立大学法人東京農工大学留学生センター</u>（以下「留学生センター」という。）に所属する。</p> <p>2 省略</p> <p>（受入れ人数等） 第8条 短期留学プログラムによる受入れ人数は、20人程度とする。 2 前条に規定する特別聴講学生及び特別研究学生の当該年度の配分数については、<u>留学生センター</u>運営委員会（以下「委員会」という。）が決定する。</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>（履修手続） 第13条 短期留学プログラムの授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに、<u>留学生センター長</u>（以下「センター長」という。）に願い出て承認を受けなければならない。</p> <p>第14条 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>（身分・所属） 第7条 短プロ学生で、主に第12条第2項の規定に基づき定める授業科目等の履修を希望する者は、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第80条又は第111条に規定する特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）とし、<u>国立大学法人東京農工大学国際センター</u>（以下「国際センター」という。）に所属する。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>（受入れ人数等） 第8条 短期留学プログラムによる受入れ人数は、20人程度とする。 2 前条に規定する特別聴講学生及び特別研究学生の当該年度の配分数については、<u>国際センター</u>運営委員会（以下「委員会」という。）が決定する。</p> <p>第9条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>（履修手続） 第13条 短期留学プログラムの授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに、<u>国際センター長</u>（以下「センター長」という。）に願い出て承認を受けなければならない。</p> <p>第14条 省略（現行どおり）</p>	

<p>(単位認定等) 第15条 センター長は、授業担当教員からの報告に基づき、委員会の議を経て修了認定を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の規定に基づき、成績証明書を交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(修了証書) 第16条 学長は、1学期在学する者にあつては<u>8</u>単位以上修得し、又は2学期在学する者にあつては<u>1.6</u>単位以上を修得した第7条第1項に規定する特別聴講学生及び所属教育部において所期の成果を達成した第7条第2項に規定する特別研究学生に対し、委員会の議を経て修了証書を授与する。</p> <p>第17条～第20条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(単位認定等) 第15条 センター長は、授業担当教員からの報告に基づき、委員会の議を経て<u>単位及び修了認定</u>を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の規定に基づき、成績証明書を交付するものとする。</p> <p><u>第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、センター長は国際センター運営委員会の議を経て、大学間又は部局間協定を締結している派遣大学の了承のもと、原則として留学を取り消す。</u></p> <p>(懲戒) <u>第15条の3 短プロ学生に公序良俗に反する行為が認められる者について、学則第3.1条に準じ懲戒する。</u></p> <p>(修了証書) 第16条 学長は、1学期在学する者にあつては<u>1.2</u>単位以上修得し、又は2学期在学する者にあつては<u>2.4</u>単位以上を修得した第7条第1項に規定する特別聴講学生及び所属教育部において所期の成果を達成した第7条第2項に規定する特別研究学生に対し、委員会の議を経て修了証書を授与する。</p> <p>第17条～第20条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	---	--

附 則 (19細則第1.2号)

この細則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、第15条、第15条の2及び第15条の3については平成19年10月1日から適用し、第16条については平成20年10月入学者から適用する。なお、第15条の2条文中、国際センターの字句は平成19年10月1日から平成19年10月31日までの間、留学生センターに読み替える。